



川 崎 市

令和3年度 第1回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

令和3年度介護報酬改定における 報酬改定関係 ～訪問系～

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係



報酬改定関係

訪問系サービス

主なサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護

➤ 参考

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

厚生労働省「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」



訪問介護

- 1.基本報酬の見直し
- 2.認知症専門ケア加算等新設
- 3.看取り期の対応の評価
- 4.訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- 5.生活機能向上連携加算(Ⅱ)の見直し
- 6.特定事業所加算(Ⅴ)の創設
- 7.サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保



(介護予防)訪問入浴介護

- 1.基本報酬の見直し
- 2.認知症専門ケア加算等新設
- 3.初回加算の創設と清拭・部分浴に係る減算幅の見直し
- 4.サービス提供体制強化加算の見直し
5. サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保



(介護予防)訪問看護

- 1.基本報酬の見直し
- 2.退院当日の(介護予防)訪問看護の算定
- 3.看護体制強化加算の見直し
- 4.サービス提供体制強化加算の見直し
5. (介護予防)訪問看護の機能強化



(介護予防)訪問リハビリテーション

- 1.基本報酬の見直し
- 2.リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の
一体的な推進
- 3.リハビリテーションマネジメント加算の見直し
- 4.退院・退所直後のリハビリテーションの充実
5. 社会参加支援加算の見直し
- 6.リハビリテーション計画と個別機能訓練計画書の書式
の見直し
- 7.サービス提供体制強化加算の見直し
- 8.長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化
- 9.事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化



(介護予防)居宅療養管理指導

- 1.基本報酬の見直し
- 2.基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進
- 3.医師・歯科医師から介護支援専門員への情報提供の充実
- 4.外部の管理栄養士による居宅療養管理指導の評価
- 5.歯科衛生士等による居宅療養管理指導の充実
- 6.薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価
- 7.通院が困難なものの取扱いの明確化



定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

- 1.基本報酬の見直し
- 2.認知症専門ケア加算等の見直し
- 3.生活機能向上連携加算の見直し
- 4.サービス提供体制強化加算の見直し
- 5.人員配置要件の明確化



夜間対応型訪問介護

- 1.基本報酬の見直し
- 2.認知症専門ケア加算等の見直し
- 3.離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- 4.生活機能向上連携加算の見直し
- 5.サービス提供体制強化加算の見直し
- 6.人員配置要件の明確化
- 7.オペレーター配置基準等の緩和



訪問系サービスに係る改定①

認知症専門ケア加算の新設



認知症高齢者への対応力向上の取組を行っていることを評価

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

3単位/日

＜訪問介護，訪問入浴介護，夜間対応型訪問介護（定期巡回・随時訪問サービス）＞

90単位/月

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護（Ⅱ）＞

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

4単位/日

＜訪問介護，訪問入浴介護，夜間対応型訪問介護（定期巡回・随時訪問サービス）＞

120単位/月

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護（Ⅱ）＞



訪問系サービスに係る改定②

リハビリテーションマネジメントの強化



加算が廃止され、その算定要件が基本報酬に組み込まれる

(予防) リハビリテーションマネジメント加算

リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅰ) 230単位/月→廃止

リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) 280単位/月→リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ180単位
→リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ213単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅲ) 320単位/月→リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ450単位/月
→リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ483単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅳ) 420単位/月→廃止 (リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロに組み替え)



訪問系サービスに係る改定③

看取り期の利用者に対する訪問介護



2時間ルールの弾力化

➤ 参考

「留意事項通知」

第2-2(4)-④ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に分けて行うことは適切ではない。したがって、訪問介護（緊急時を除く）は、訪問介護の回数に算入される見込みがないと判断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）。



訪問系サービスに係る改定④

薬剤師による居宅療養管理指導①



情報通信機器を用いた服薬指導を評価

- ・ 居宅療養管理指導（薬局の薬剤師が行う場合）
情報通信機器を用いた場合

⇒45単位/回 ※月1回まで算定可能

※在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者のうち、居宅療養管理指導費が月1回算定されている者が対象

➤ 留意点

- ・ 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること。
- ・ 訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと。



訪問系サービスに係る改定⑤

通院等乗降介助の算定要件の見直し



居宅が始点又は終点となる場合の目的地間移送について

- ・ 具体的には以下のような場合について算定が可能

(例1) 居宅→①→A病院→②→B病院→③→居宅

①又は③の算定がある場合のみ②が算定可能。

(例2) 居宅→(通所系事業所による送迎)→通所系事業所等→①→病院→②→居宅

②の算定がある場合のみ①が算定可能。



訪問系サービスに係る改定⑥

訪問入浴介護の充実①



CHECK

新規利用者に対する評価

- 訪問入浴介護について，新規利用者に対する初回サービス提供前の利用調整を評価する以下の加算が新設

⇒初回加算 200単位/月



訪問系サービスに係る改定⑥

訪問入浴介護の充実②



清拭・部分浴の減算幅

- ・訪問入浴介護について、利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭・部分浴を実施した場合の減算幅が以下のように見直し

清拭又は部分浴を実施した場合

(改定前) 30%/回を減算 → (改定後) 10%/回を減算



訪問系サービスに係る改定⑦

訪問看護の算定要件の見直し



退院・退所当日の訪問看護について

- 退院・退所当日の訪問看護について、現特別管理加算の対象である者に加えて、主治の医師が必要と認める者に対する訪問看護の算定が可能に



看護体制強化加算

(訪問看護)

- 看護体制強化加算 (Ⅰ) (改定前) 600単位/月 → (改定後) 550単位/月
- 看護体制強化加算 (Ⅱ) (改定前) 300単位/月 → (改定後) 200単位/月

(介護予防訪問看護)

- 看護体制強化加算 (改定前) 300単位/月 → (改定後) 100単位/月



訪問系サービスに係る改定⑧

退院・退所直後のリハビリの充実



週6回の提供の限度について

- （介護予防）訪問リハビリテーションについて、週6回の提供が限度とされていたが、退院・退所日から3月以内は週12回まで算定が可能



訪問系サービスに係る改定⑨

訪問看護によるリハビリテーションの 評価・適正回数等の見直し①



理学療法士等によるサービス提供について

- （介護予防）訪問看護について、理学療法士等によるサービス提供に係る評価や提供回数等が以下のように見直し

理学療法士等による訪問

- ・ 訪問看護
- ・ 介護予防訪問看護

（改定前）

297単位/回

287単位/回

（改定後）

→ 293単位/回

→ 283単位/回

理学療法士等が1日に2回を超えて
指定介護予防訪問看護を行った場合

1回につき100分の90に
相当する単位数を算定

→ 1回につき100分の50に
相当する単位数を算定



訪問系サービスに係る改定⑨

訪問看護によるリハビリテーションの 評価適正化委数等の見直し②

➤ 留意点

- 理学療法士等による訪問看護の対象者の範囲として、訪問リハビリテーションと同様に通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるA D Lの自立が困難である場合」という要件が追加



訪問系サービスに係る改定⑩

長期間利用者に対する評価の見直し



長期間利用の場合の評価見直し

- ・介護予防訪問リハビリテーション及び理学療法士等による介護予防訪問看護について、長期間利用の場合の評価が以下のように見直し

⇒利用開始日の属する月から12月を超えた訪問
5単位/回減算



訪問系サービスに係る改定⑪

単一建物居住者に対する 居宅療養管理指導の評価見直し



単一建物居住者に対するサービス

(例) 薬局の薬剤師が行う場合

	(改定前)	(改定後)
単一建物居住者が1人	509単位/回	→ 517単位/回
単一建物居住者が2～9人	377単位/回	→ 378単位/回
単一建物居住者が10人以上	345単位/回	→ 341単位/回



令和3年度介護報酬改定における 改定事項について ～訪問系～

以上で終了です。

御清聴ありがとうございました。

